

株主のみなさまへ

ユニデン株式会社

第46期期末配当に関するご説明

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社は、平成23年5月6日開催の取締役会において、第46期期末配当を実施することを決議し、平成23年6月30日より配当金のお支払いを開始させていただきますが、当該配当金の原資は「資本剰余金」であることから「資本の払戻し」に該当し、税務上の「配当所得（みなし配当を含む）」にあたる部分がございますので、そのお取扱い等について、ご案内させていただきます。

具体的な取得価額の計算、当該株式のご売却による譲渡所得税額の計算については、下記のとおり、株主のみなさま個々で、最寄りの税務署または税理士にご相談いただく必要がございます。

なお、証券会社で「特定口座」をご利用の株主様の取得価額の調整方法等は、お取引の証券会社にご確認ください。また、今回の配当金は一部（みなし配当部分）を除き、配当所得ではありませんので、配当控除の対象とはなりません。確定申告の際はご注意ください。

敬具

記

以下は、今回の配当金の税務上のお取扱い、税法の規定により株主のみなさまにご通知すべき事項をご説明するものであり、株主のみなさま個々のご事情によって異なりますことから全て網羅するわけではございません。税務署または税理士にご確認くださいよう、お願い申し上げます。

1. 今回の配当金の税務上のお取扱いについて

(1) 今回の配当金の所得区分について（所得税法第24条、第25条等）

- ⇒ 今回の当社配当金は、資本剰余金を原資としており、資本の払戻しとしてのお取扱いとなります。
- ⇒ 今回の当社配当金の一部は、税法の規定により「みなし配当」に該当いたします。
「みなし配当」は配当所得と扱われ、所得税等の源泉徴収が必要となります。
- ⇒ 今回の当社配当金のうち「みなし配当」以外の部分は、配当所得でないため、所得税等の源泉徴収はございません。また、配当控除の対象にもなりません。
- ⇒ 「みなし配当」以外の部分につきましては、(2)の計算式により「みなし譲渡損益」が発生いたしますのでご注意ください。

(2) みなし譲渡損益について（租税特別措置法第37条の10）

⇒ 税法の規定により、株主のみなさまに「みなし譲渡損益」が生じます。
 ⇒ 以下の「収入金額とみなされる金額①」から「取得価額②」を控除した金額が、譲渡所得等に該当いたします。

（みなし配当額は(5)、純資産減少割合は(4)をご参照ください。）

$$\begin{aligned} \text{収入金額とみなされる金額①} &= \text{払戻し等により取得した金銭等の価額の合計額} - \text{みなし配当額} \\ \text{取得価額②} &= \text{従前の取得価額の合計額} \times \text{純資産減少割合} \\ \text{みなし譲渡損益 (①-②)} &= \text{収入金額とみなされる金額①} - \text{取得金額②} \end{aligned}$$

⇒ 確定申告の要否等、具体的な税務上のお取扱い等は、最寄りの税務署または税理士にご相談ください。

(3) 取得価額のお取扱いについて（所得税法施行令第114条第1項）

⇒ 税法の規定により、株主のみなさまの当社株式の取得価額が調整されます。
 ⇒ 調整式は以下のとおりです。（純資産減少割合は(4)をご参照ください。）

$$\text{1株あたりの新しい取得価額} = \text{1株あたりの従前の取得価額} - \left[\text{1株あたりの従前の取得価額} \times \text{純資産減少割合} \right]$$

⇒ 「特定口座」をご利用の株主さまの取得価額の調整方法等につきましては、お取引の証券会社にご確認ください。

⇒ 「特定口座」をご利用でない場合は、取得価額を調整していただく必要がございます。

(4) 個人株主のみなさまへのご通知事項

所得税法施行令第114条第5項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合（資本の払戻しに係る所得税法施行令第61条第2項第3号に規定する割合）	0.006 (小数点以下3位未満切上げ)

(5) 法人株主のみなさまへのご通知事項

法人税法施行令第23条第4項に規定する事項	ご通知事項
金銭その他の資産の交付の起因となった法人税法第24条第1項各号に掲げる事由	資本の払戻し
その事由の生じた日	平成23年6月29日
みなし配当額に相当する金額の1株あたりの金額	3,333,278,292円 (小数点以下10位未満切捨て)

法人税法施行令第119条の9第2項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合	0.006 (小数点以下3位未満切上げ)
減少した資本剰余金の額	441,718,643円

2. 今回の当社配当金に関するQ&A

Q 1 「みなし配当」とは何なのか。

A 1 今回の配当金は、資本の払戻しに該当することから配当所得ではありませんが、税法の規定により配当所得とみなされる部分があり、この部分を「みなし配当」と呼んでおります。税務上のお取扱いは、配当所得と同様で、配当控除の対象とすることも可能です。

Q 2 「みなし配当」以外には、全く課税されないのか。

A 2 みなし譲渡益が発生するときは、課税対象となる場合があります。

Q 3 譲渡損益に関する、収入金額とみなされる金額等はどのように計算すればよいのか。

A 3 1. (2)に掲載した計算式をご参照ください。詳しい計算方法ならびに具体的な税務上のお取り扱い等については、最寄りの税務署または税理士にお問合せください。

Q 4 計算をしてみると、みなし譲渡益が生じるようだが確定申告の必要はあるのか。

A 4 確定申告の要否等については、最寄りの税務署または税理士にご相談ください。

Q 5 所有株式の取得価額の調整はどのように行えばよいのか。

A 5 1. (3)に掲載した計算式をご参照ください。詳しい方法については、最寄りの税務署または税理士にお問合せください。また、「特定口座」ご利用の株主様の取得価額の調整方法等については、お取引の証券会社にご確認ください。

以上